

大守秀行

発行責任者：大守秀行
〒710-8550 倉敷市玉島乙島7471番地
TEL：(086)525-2226
自宅：倉敷市中島1835-20



昨年7月豪雨では市内各地で被害が発生し、尊い命が失われ多くの皆様が被災されました。あれから8カ月を迎えましたが、現在も約9,000人の方が仮の住まいでの生活を余儀なくされており、被災された皆様は、1日も早く元の生活に戻れるよう懸命にご尽力されておられます。倉敷市においては、真備地区復興計画素案を作成しパブリックコメントを展開しており、私は被災された皆様と懇談させて頂き、真備地区の復興への課題や問題点をお伺いさせて頂きましたので、それを精査し質問致しました。また、高齢者虐待については、支援者の方からご相談を頂き、倉敷市の取り組みや課題を質問しました。

Question 1 真備地区復興計画素案について

【問1】「まちを守る治水対策」について

河川の治水対策などの内容や進捗状況を被災された皆様に説明会や郵送などで、積極的に情報提供する必要はあるが、倉敷市の取り組みは。

【答 弁】

国：小田川 真備緊急治水対策として、概ね5年での工事完成を目指した小田川合流点付替え事業や災害復旧事業、河道掘削等を実施。

国：高梁川 緊急対策として、樹木伐開・河道掘削等について整備計画を前倒して実施。

県：末政川・高馬川・真谷川 決壊箇所等の災害復旧事業を実施。

市：大武谷川・背谷川・内山谷川 川底に溜まった土砂を取り除き、流下能力を高める工事などを実施。

▼国と市連携対策

小田川の河道掘削による発生土砂を有効活用して、小田川合流点付替え事業が完了までの間、順次、小田川堤防の強化を行う。(堤防幅5m→7m拡幅)

▼広報活動

①市のホームページや広報誌への掲載、真備支所や公民館・分館での掲示・配布、被災された皆様に郵送している「まび復興だより」。

②国、県においては、工事箇所の住民説明会のほか、ホームページ等への掲載や、さらに、国は、小田川と高馬川合流点の工事現場において、住民の皆様との情報共有の場として、工事見学所「たけのこ館」を設置し、完成予想図や工事の進捗状況写真を展示。

【問2】「身近な緊急避難場所の確保」について

真備地区では、本年4月に各小学校区に緊急避難場所を指定する予定である。各緊急避難場所での受け入れ可能人数と指定理由は。

【答 弁】

①浸水時緊急避難場所を追記した洪水土砂災害ハザードマップを今年の6月中には、真備町の全世帯へ配布する予定。

②浸水時緊急避難場所は、指定された避難所に避難することが困難な場合に、緊急的に身の安全を確保するために一時的に避難する施設。浸水害での避難は、浸水想定区域外から早めに避難することが原則。

学校名	緊急避難場所	避難可能人数
川辺小学校	2階・3階教室・廊下	約830人
呉妹小学校	1階・2階教室・廊下・体育館	約1,200人
真備東中学校	2階・3階・4階・教室・廊下	約1,340人
真備中学校	3階教室・廊下	約350人
真備陵南高校	2階・3階教室・廊下	約980人

【問3】「行政災害対応力の強化」について

真備地区にコミュニティFMラジオ電波送信用中継局設置するスケジュールは。また、真備地区にお住いの高齢者世帯に、緊急告知FMラジオを無料配布を要望する。

【答 弁】

①コミュニティFMラジオ難聴地域解消事業は、真備地区復興計画の施策の一つとして、FMくらしきが真備地区に電波送信用中継局を設置する経費を市が助成。

②この中継局設置は、事業者であるFMくらしきが行うもので、工期につきましては、補助金の交付決定の時期に

よっては、完了が次年度に入る可能性がある。

- ③緊急告知FMラジオは、現在、屋外拡声塔が未整備の地域や放送が聞き取りにくい地域に対して、町内会からの申し出により無償で貸与している。また、通常のFMラジオでも、FMくらしきの周波数82.8MHzに合わせて電源を入れておけば、緊急放送が聴くことができる。

【問4】「生活再建に向けた支援の実施と情報提供」について(3月6日山陽新聞朝刊の記事として掲載)真備地区で情報コーナーを設置するが、概要やスケジュールは。

【答 弁】

- ①現在、復旧工事中で4月から利用可能となる予定の真備保健福祉会館1階ロビーに、各種の被災者支援情報や、真備町内のそれぞれの地域で行われるイベント情報のチラシ等が容易に入手でき、被災された方が気軽に集うことも出来るような少人数の談話スペースを備えた、被災者のための情報コーナーを設置し、広く市民の皆様にご利用頂ける準備を進めている。
- ②このコーナーが多くの方々に認識され、被災された皆様にとって有益な情報が多数集まり、また提供できる場となるよう、周知にも力を入れていきたい。

【問5】「安定した住いの確保」について

リバースモーゲージ型融資の事業の概要と利用予定数は。また、災害援護資金貸付事業は、平成30年度予算35億円に対して、約2億円と低い執行状況であるが要因は。

【答 弁】

- ①高齢者がリバースモーゲージ型融資を利用して住宅を再建する場合に、金融機関が倉敷市からの補助金を原資として金利を引き下げることにより、高齢者の毎月の負担を軽減するもの。世帯が全体で概ね200世帯程度であると想定し、その半分の100世帯分の経費を平成31年度予算案に計上している。
- ②災害援護資金貸付事業は、世帯主の方が負傷した世帯や、住居・家財に著しい損害を受けた世帯が、生活の立て直しのため家財の買替え・住居の修理等を行う場合、最大で350万円まで貸付けを行う制度。貸付件数については、平成31年2月28日現在において、84件の申込みがあり、合計で約2億1千万円の貸付けを実施。利用件数が見込みを下回っているが、今回の災害では被害が甚大であったため、多額の融資が受けられる他の制度を活用されたことも一因と考えている。

【問6】「公共交通機関等による移動手手段の確保」について

真備地区で再開したコミュニティタクシーの現在の運行状況と住いの再建に応じて、ルート拡充が必要であるが、本市の所見は。

【答 弁】

- ①真備地区コミュニティタクシーは、被災前から地域主体のコミュニティタクシーとして、地区内を4ルート、1日6便で、真備地区コミュニティタクシー運営委員会が運行主体となり運行。
- ②これに対し、市は、運行経費のうち、利用者負担、国庫補助を除いた約7割を支援している。
- ③1月21日から、地区内の6箇所の建設型仮設住宅への立ち寄りを開始するなど柔軟な対応をしている。今後も市は、地元組織である真備地区コミュニティタクシー運営委員会の皆様や運行事業者と協働し、併せて被災者からの声も踏まえ、地区の皆様にとって便利で使いやすい移動手手段となるよう努める。

【問7】「地域企業の再興」「賑わいと交流の創出」について

国・県・市は民間企業の復興支援に取り組まれているが、現在の復興状況と今後の取り組みは。

【答 弁】

- ①真備地区の事業者の約8割が被災したとされており、真備地区外で仮生活を余儀なくされている皆様の帰還を検討する際、生活利便性の観点からその再開が懸案となっている。
- ②本市では、「グループ補助金」や「持続化補助金」、「雇用調整助成金」等制度の周知徹底、「緊急融資制度」、「被災事業者事業継続奨励金制度」の創設、仮設店舗の設置等様々な支援策を講じた。
- ③現在は、被災事業者のうち約6割弱が何らかの形で事業を再開、あるいは再開に向けて動き出している。住民生活に欠かせない食料品や衣料、生活用品等を扱う大型スーパーやホームセンター、ドラッグストア等5店舗が既に営業を再開、2店舗も再開に向けて準備を進めている状況。
- ④金融機関、農協、郵便局、医療機関、福祉施設、飲食店、理美容店、コンビニエンスストア等営業を再開する店舗も着実に増えている。
- ⑤今後は、緊急融資制度や被災事業者事業継続奨励金制度による資金調達面での継続支援に加え、同地区での新規創業についても推進する。更に、賑わいの創出の場として「真備船穂商工まつり」等様々な復興イベントを支援

する。引き続き、商工会や金融機関、労働局、ハローワーク、その他民間支援機関等と連携を取りながら、民間企業の再興に努める。

【問8】「倉敷地域災害保健復興連絡会議」について

昨年7月豪雨災害では、公的機関や医療団体、ボランティア団体などが連携した「倉敷地域災害保健復興連絡会議」通称「クラドロ」が立ち上がり、真備地区の避難所で巡回診療を実施頂きました。概要と活動内容。また、倉敷市においては、総括や反省点と今後の災害時の医療体制の取り組みについての所見は。

【答 弁】

- ①7月豪雨災害において、被災者の命を守るため、医療と保健の情報を集約し、医療救護班等の活動を早急に実施する必要があると考え、平成30年7月9日から倉敷市保健所に、倉敷地域災害保健復興連絡会議、通称クラドロを設置。
- ②立ち上げに際しては、倉敷市連合医師会、市内の災害拠点病院である川崎医科大学附属病院や倉敷中央病院、日本赤十字社に御支援頂いた。
- ③クラドロは7月9日から22日まで開設され、全国の災害派遣医療チーム、いわゆるDMATや、日本医師会災害医療チーム、いわゆるJMAT、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等、計131チーム、509人の皆様に活動頂いた。
- ④活動内容は、避難所を巡回しての薬の処方、熱中症対策、エコノミークラス症候群の予防や家屋の片づけによるケガの手当等。それに加え、救急患者の搬送も実施頂いた。その結果、避難所で命に関わるような重症者は発生していない。
- ⑤本市では、クラドロの立ち上げや運営については、経験が乏しかったため、大部分を被災地支援経験の豊富な医療チームの皆様に担っていただく事になり、被災自治体として課題を残す形となった。
- ⑥今後の災害医療体制は、すでに岡山県と協議をすすめており、その結果を踏まえ、本市においても医師会等、市内の関係団体と協議し、地域防災計画に保健医療に関する内容を充実させていく予定。

【問9】「環境測定結果」について

真備地区における環境測定結果と公表方法は。

【答 弁】

- ①真備地区では従来から、真備野宮水路において、月1回の水質汚濁防止法に基づく水質測定と、真備陵南高校において、大気汚染防止法に基づく大気測定を常時実施している。本市では、平成30年7月豪雨災害の後に、市民の皆様やボランティアなどを含む災害復旧従事者の健康被害防止を目的として、臨時で水質と大気環境測定を実施。
- ②水質は、真備野宮水路の水と底にある泥、さらに被災した民家の井戸でダイオキシン類を含む全36項目を測定し、大気につきましても、真備陵南高等学校で、ダイオキシン類とベンゼンなどの有害大気汚染物質21項目を測定したが、水質、大気いずれの測定結果においても、国が定める環境基準値を満足していた。
- ③さらに、被災建築物の解体や、災害廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散が懸念されることから、避難所や災害廃棄物の仮置場周辺など20ヶ所において、2月末までに120回のアスベストの測定を実施していますが、すべての地点で異常なかった。
- ④今後は、市民の皆様の安全・安心のために従来からの水質、大気環境測定に加え、アスベストの飛散状況につきましても、公費解体や、災害廃棄物の処理状況などを勘案しながら、測定を継続する。
- ⑤これらの測定結果につきましては、市ホームページで順次公表している。また、次回の広報くらしき臨時号に掲載するなど周知を図る。

Question2 「高齢者虐待」について

【問1】「高齢者虐待の現状」について

倉敷市の高齢者虐待の相談・通報件数と認定件数と内容は。

【答 弁】

- ①高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が施行され、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとされている。
- ②本市としては、高齢者虐待の相談・通報等があった場合には、高齢者虐待防止法等に基づき事実確認等早期に対応することとしている。

- ③本市の介護保険施設等において、平成29年度の高齢者虐待が疑われる相談受付件数は5件。その内訳は、「身体的虐待」が3件、「心理的虐待」2件、「介護放棄」0件、「経済的虐待」は0件。これらの相談・通報については、施設管理者等へ聞き取り調査、や施設等への立ち入り調査を行い、虐待として認められたものは2件で、身体的虐待なかった。
- ④平成29年度の養護者による高齢者虐待の相談受付件数は、前年度から対応を継続している案件64件を含めて133件。相談の中には、虐待とは判断できないものや、事実確認等のために継続的な見守りを要するものもあり、虐待と判断したものは85件。虐待と判断したもののうち、「身体的虐待」は56件、「心理的虐待」は46件、「経済的虐待」は30件、「介護放棄」は15件。

【問2】「高齢者虐待の組織体制」について
倉敷市の組織体制や各機関との連携は。

【答 弁】

- ①介護保険施設等における高齢者虐待への対応は、指導監査課が窓口となって対応をしている。施設で起きた高齢者虐待に対する各関係機関への連携については、庁内の介護保険課、健康長寿課、福祉援護課と情報共有を行うことのほか外虐待の状況によっては、警察への通報を行っている。
- ②市民の皆様への周知については、介護保険サービスに対する苦情や不満がある場合などで、介護保険施設等に相談しづらい時は、介護保険課や岡山県国民健康保険団体連合会に相談できることなどを記載したパンフレットを介護保険課の窓口を設置し、ホームページにおいても周知している。
- ③養護者による高齢者虐待の防止については、福祉援護課と各支所福祉課が窓口となって対応しており、法務局や警察署、介護保険事業者や高齢者支援センター等の関係機関で構成する「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、高齢者虐待について共通の理解と認識の下、高齢者虐待の防止と早期発見、迅速な対応のための連携協力体制を築いている。
- ④高齢者虐待に適切に対応していくため、各支所福祉課と地域包括ケア推進室、保健所等の関係部署と高齢者支援センター等の関係機関に弁護士・司法書士・社会福祉士をアドバイザーとして加えた「高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議」を設け、定期的開催し、高齢者虐待等の対応困難事案についての協議を行っている。
- ⑤相談や通報を受けた際には、通報者の情報が洩れることのないよう、通報者の保護については徹底している。

【問3】「高齢者虐待への対応」について
高齢者虐待の相談や通報を受けた場合の対応は。また、高齢者虐待の、認定や判断が難しい場合の対策は。

【答 弁】

- ①高齢者虐待防止法では、介護保険施設等での虐待が疑われる場合、施設への立ち入り調査が出来ることとなっている。本市としては、少しでも虐待が疑われる情報の提供があった場合には、状況に応じて、予告なく施設での確認調査を行い、利用者の身体状況を確認するなど、虐待の事実確認を行っている。また、日頃から行っている実地指導においても、虐待防止等について確認し、介護施設等に対して指導を行っている。
- ②養護者による高齢者虐待については、ケアマネジャー等の介護従事者や家族等から相談や通報があった場合には、まずは高齢者の安全確認と事実確認を行い、速やかに介護サービス事業所等の関係機関を交えて対応方法を検討し、支援方針を共有するなど、支援調整から対応終結まで関係機関で連携協力して対応している。
- ③虐待の判断や対応が困難な事例等については、必要に応じて、アドバイザーとして弁護士等の専門家に意見を求めるなど、適切な対応を図っている。

【問4】「再発防止策」について
高齢者施設で従事している介護士などへの相談体制や教育は。また、長年ご自宅などで介護に従事し、心身ともに疲れている養護者への相談体制などの現状と今後の取り組みは。

【答 弁】

- ①介護施設等での虐待の再発防止には、介護職員の資質向上を図ることが重要であると考えている。このため、毎年、介護施設等を対象として実施している集団指導のなかで、「高齢者の権利擁護」や「身体拘束の原則禁止」など、職員の資質向上を図るための指導を行うとともに、随時、ホームページ等で県による研修についての情報提供なども行っている。
- ②今後も、引き続き、集団指導や実地指導などあらゆる機会を捉え、介護職員の資質の向上に努めてまいりたいと考えている。
- ③養護者による高齢者虐待は、養護者の介護に対する理解不足や介護疲れが要因となることも多いことから、虐待を受けた高齢者の保護と合わせて、再発防止のための養護者への支援として、ケアマネジャーや高齢者支援センターと協力しながら、養護者へ介護方法や介護サービスの提案等を行っている。また、「高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議」で事例を検討していくなど、今後においても、関係機関で支援方法等について共有し、相談支援体制の強化を図る。